

岐阜県では、**令和7年4月1日**から県内全域を盛土規制法に基づく規制区域に指定します。  
 規制区域内で一定規模以上の盛土等を行う場合は許可等が必要となりますが、都市計画法第29条や宅地造成等規制法（旧法）第8条の許可申請案件については、規制区域の指定日前後の許可や工事着手の状況により、盛土規制法に基づく手続きが異なります。  
 ご不明な点については、個別にご相談ください。

1) 宅地造成等規制法（旧法）の規制区域内

旧法手続き 開発手続き 盛土規制法手続き 届出手続き

規制区域の指定日  
令和7年4月1日

旧宅地造成等規制法規制区域内

盛土規制法規制区域内

旧宅造許可・開発許可  
対象外



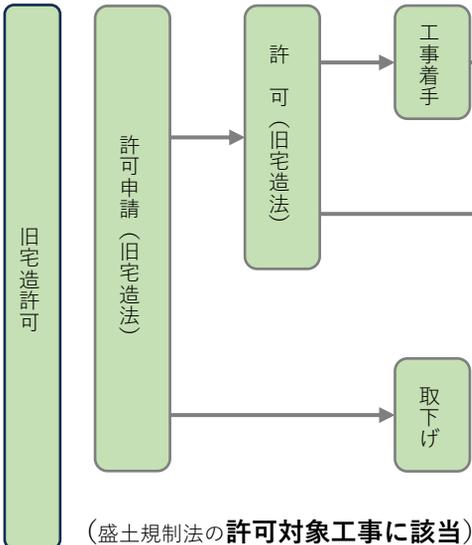
⇒盛土規制法に基づく届出を  
令和7年4月21日までに提出

21日以内

《ケース①》の補足

◎旧宅造許可・開発許可の対象外工事でも、盛土規制法の許可対象工事については、規制区域の指定日前に工事着手し、工事が完了していない場合は、規制区域の指定日から21日以内（令和7年4月21日まで）に、盛土規制法第21条第1項に基づく届出が必要となります。

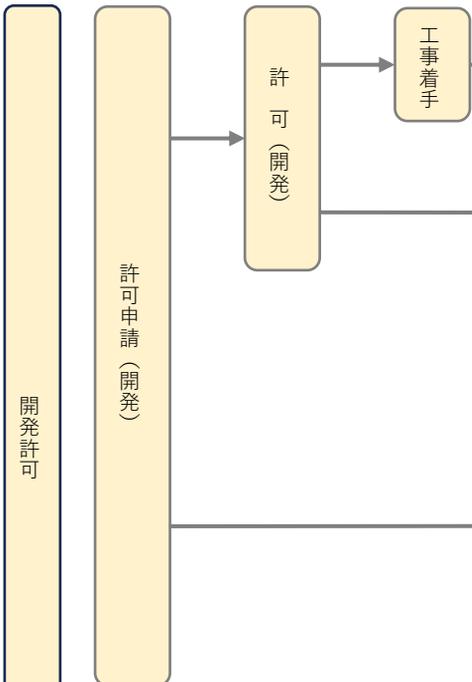
（盛土規制法の許可対象工事に該当）



《ケース②》の補足

◎規制区域の指定日前に旧法の許可を受けた場合は、盛土規制法の経過措置により、旧法と同様の扱いが継続されます。（盛土規制法の手続きは不要）

（盛土規制法の許可対象工事に該当）



《ケース③》の補足

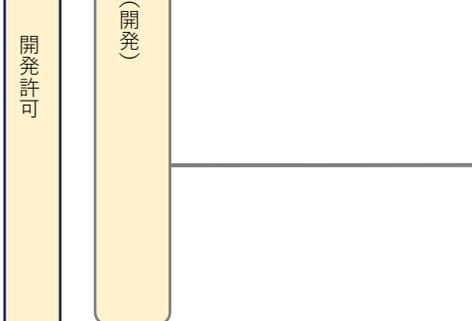
◎申請が規制区域の指定日前でも規制区域の指定日前に旧法の許可を受けられなかった場合は、規制区域の指定日後に改めて盛土規制法に基づく許可申請が必要となります。

（盛土規制法の許可対象工事に該当）

◎盛土規制法の許可対象工事ではない  
開発許可内容に盛土規制法の対象となる変更が生じた場合の手続きは、裏面《ケース⑩》による。

《ケース④》の補足

◎規制区域の指定日前に開発許可を受けた場合は、盛土規制法の経過措置により、旧法と同様の扱いが継続されます。（盛土規制法の手続きは不要）



《ケース⑤》の補足

◎規制区域の指定日後に開発許可を受けた場合は、盛土規制法のみなし許可となり、技術基準の適合並びに中間検査・定期報告（工事内容による）が必要となります。

◎当初開発許可内容に変更が生じた場合は、都市計画法に基づく変更許可を行うことで、盛土規制法の変更許可とみなされるため、新たに盛土規制法に基づく変更許可を受ける必要はありませんが、「技術基準の適合」並びに「中間検査・定期報告（工事内容による）」が必要となります。

《ケース⑤》の補足

◎規制区域の指定日後に開発許可を受けた場合は、盛土規制法のみなし許可となり、技術基準の適合並びに中間検査・定期報告（工事内容による）が必要となります。



規制区域指定日  
令和7年4月1日

旧宅地造成等規制法規制区域外

盛土規制法規制区域内

開発許可  
対象外



⇒盛土規制法に基づく届出を  
令和7年4月21日までに提出

21日以内

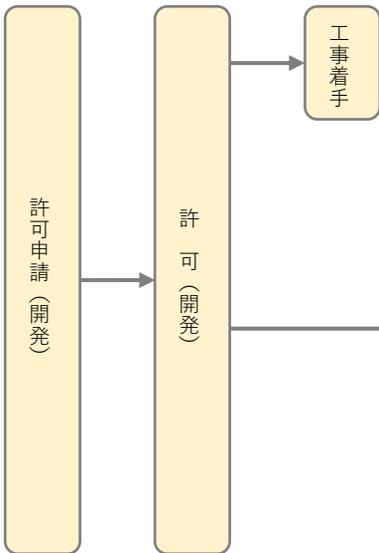
《ケース⑥》の補足

◎規制区域の指定日前に工事着手し、工事が完了していない場合は、規制区域の指定日から21日以内（令和7年4月1日まで）に、盛土規制法第21条第1項の届出が必要となります。

（盛土規制法の許可対象工事に該当）

《ケース⑥》

開発許可  
対象



⇒盛土規制法に基づく届出を  
令和7年4月21日までに提出

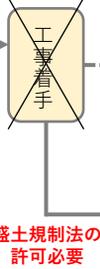
21日以内

《ケース⑦》の補足

◎規制区域の指定前に開発許可を受けて工事着手し、工事が完了していない場合は、規制区域の指定日から21日以内（令和7年4月21日まで）に盛土規制法第21条第1項に基づく届出が必要となります。

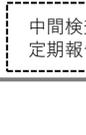
（盛土規制法の許可対象工事に該当）

《ケース⑦》



盛土規制法の許可を受けるまで工事着手不可

盛土規制法の許可必要

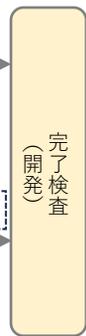
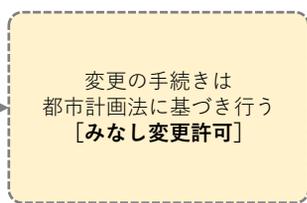
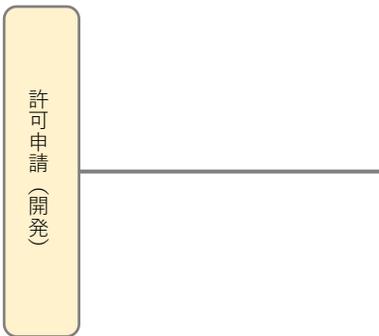


《ケース⑧》の補足

◎規制区域の指定日前に開発許可を受けていても、規制区域の指定日時時点で工事着手していなければ、別途、盛土規制法に基づく許可申請等が必要となります。

（盛土規制法の許可対象工事に該当）

《ケース⑧》

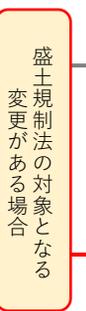
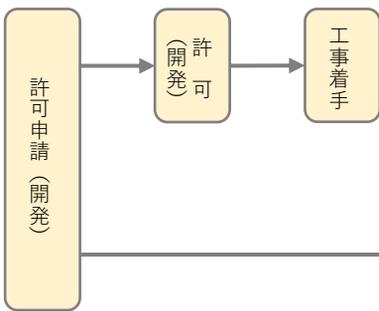


《ケース⑨》の補足

◎規制区域の指定日後に開発許可を受けた場合は、盛土規制法のみなし許可となり、技術基準の適合並びに中間検査・定期報告（工事内容による）が必要となります。  
◎当初開発許可内容に変更が生じた場合は、都市計画法に基づく変更許可を行うことで、盛土規制法の変更許可とみなされるため、新たに盛土規制法に基づく変更許可を受ける必要はありませんが、盛土規制法に基づく「技術基準の適合」並びに「中間検査・定期報告（工事内容による）」が必要となります。

（盛土規制法の許可対象工事に該当）

《ケース⑨》



◎開発許可内容に盛土規制法の対象となる変更が生じた場合は、みなし許可に該当しないため、改めて盛土規制法に基づく許可申請が必要となり、盛土規制法に基づく「技術基準への適合」並びに「中間検査・定期報告（工事内容による）」が必要となります。

（盛土規制法の許可対象工事ではない）

《ケース⑩》